

医薬品の販売体制

《販売又は授与する医薬品の区分》

	薬局、店舗において 販売又は授与する医薬品	特定販売を行う医薬品
薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）	有 ・ 無	
薬局製造販売医薬品	有 ・ 無	有 ・ 無
要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）	有 ・ 無	有 ・ 無
第 1 類医薬品	有 ・ 無	有 ・ 無
指定第 2 類医薬品	有 ・ 無	有 ・ 無
第 2 類医薬品（指定第 2 類医薬品を除く。）	有 ・ 無	有 ・ 無
第 3 類医薬品	有 ・ 無	有 ・ 無

※ 「有・無」については該当するものに○を付すこと。

《特定販売に関する事項》

特定販売を行う際に使用する通信手段	〔該当するものに○を付すこと〕 1. インターネット 2. カタログ 3. 電話 4. ビデオ通話 5. その他（ ）
特定販売を行う時間	
特定販売のみを行う時間 ※該当する時間がある場合	
特定販売の広告における店舗の名称 ※正式名称（申請名称）と異なる場合	
特定販売の広告にインターネットを利用する場合の主たるホームページアドレス （閲覧するために必要なパスワード等）	（パスワード等： ）
特定販売の広告にインターネットを利用する場合の主たるホームページの構成の概要 ※カタログ等を用いて特定販売を行う場合も、同様にその概要が分かる資料を提出すること。	概要は別添のとおり
保健所等による監督に必要な設備の概要 （画像等を求めに応じて直ちに電送可能な設備） ※営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合	〔該当するものに○を付すこと〕 1. デジタルカメラ（通信等機能付きのものでも可） 有 ・ 無 2. 画像を送る設備 パソコン ・ スマートフォン ・ 携帯電話 その他（ ） 〔次の事項を記入すること〕 メールアドレス： 電話：